

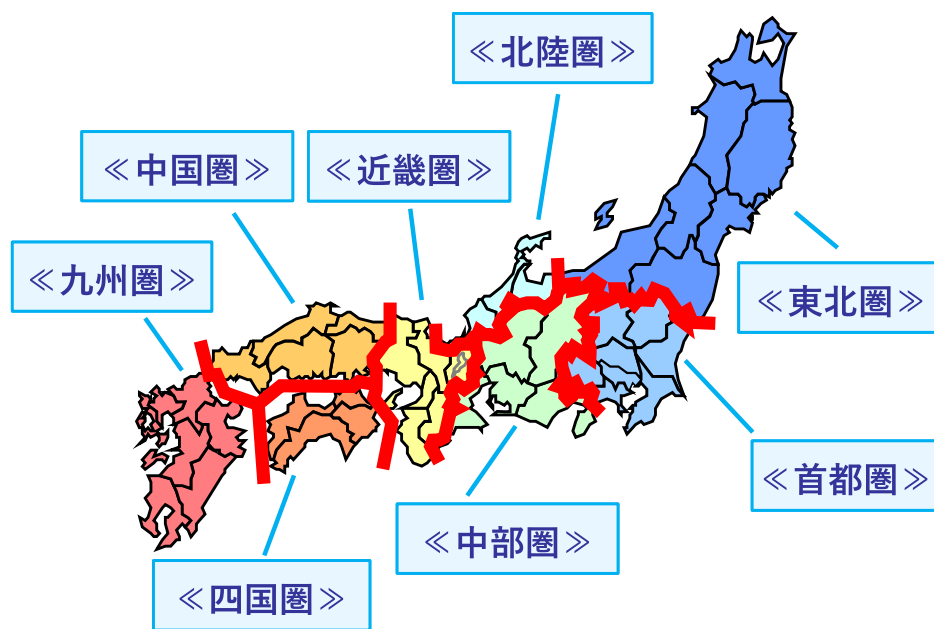
広域地方計画の策定について

令和7年6月

国土交通省国土政策局

- 広域地方計画は、全国計画（国土形成計画）を基本として、全国8つの圏域ごとに国土の整備等の方針や目標を定めるもの。
- 現在、**次期広域地方計画の策定に向け**、国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で構成される**各圏域の広域地方計画協議会（官民プラットフォーム）**において、**各主体が連携・協力し検討**を進めているところ（昨年12月に中間とりまとめ（素案）を公表）。
- 今後、**経済界や若者との意見交換**を行いつつ、具体的なハード・ソフトの事業の検討を進め、本年秋頃を目処に中間とりまとめ（案）を公表するとともに、その後の圏域内市町村からの計画提案等を経て、**今年度末頃（令和8年3月頃）の計画策定（国土交通大臣決定）を目指す**。

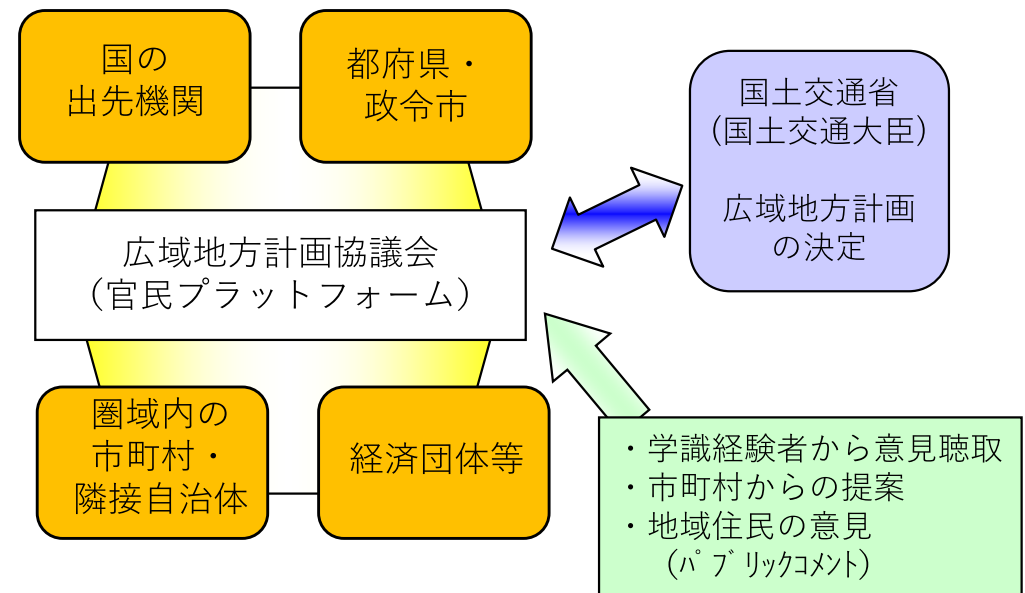
広域地方計画の区域



※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

広域地方計画協議会

- ・ 国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力



次期広域地方計画の策定について～「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向けて～ <「シームレスな拠点連結型国土」と「地域生活圏」の形成>

○ 次期広域地方計画については、各圏域の文化・産業等の地域資源の強みを最大限活かし、陸海空の総合交通ネットワークの機能強化による「シームレスな拠点連結型国土」の形成と、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の取組を面で繋ぐため、各圏域の経済界等の民間主体と行政が有機的に連携し、都道府県を越える広域圏内外の交流・連携を図る。

<プロジェクトイメージ例>

